留萌市病児保育室　ご利用案内

病児保育事業とは

　病中、または病気の回復期にあるお子さんを就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、一時的に保育するものです。

　●子どもが病気・・・・。でも保育園等には預けることができないし、仕事も休めない。
　そんな時は、病児保育事業をご利用ください。

【病児保育を利用するには・・・】

○事前登録及び仮予約をお願いします。

○留萌市立病院小児科の受診及び医師連絡書が必要です。

※病気や医師の判断、または定員等により、お預かりできない場合があります。

開設場所

留萌市東雲町2丁目16番地1
旧留萌学習センター内
（東雲診療所と同じ建物です）

お問合せ

この事業は「NPOおたすけママくらぶ」に委託しています。

★<u>病児保育登録申込書提出先</u>
　留萌市本町3丁目60番地留萌十字街西ビル内１階
　NPO おたすけママくらぶ

★病児保育室　8:00～18:00　TEL　080-8298-4869
※土日祝日・12/29～1/3 を除く

※当日利用の場合は、14時30分までにご連絡ください。

病児保育施設について

開　設　場　所

留萌市東雲町2丁目16番地1　旧留萌学習センター内
（東雲診療所と同じ建物です）

対 象 者 の 条 件

留萌市に住所を有する満1歳から小学生で、原則、次のいずれかの施設を利用していること。

（対象利用施設）
・市内の認定こども園
・市内の認可外保育園
・市内の留守家庭児童会

保　育　時　間

8:00～18:00
※土日・祝日、12/29～1/3を除く

利　用　期　間

連続で利用する場合、原則7日間以内

利　用　料　金

無　料　※利用の際に必要となる医師連絡書の発行に係る費用（2,200円）は、留萌市が負担します。

利　用　定　員

3　名　※定員を超える利用申込みがあった場合は、先着予約順となります。

利用の流れ

①事前登録 → ②仮予約 → ③受診・本予約 → ④利用開始

①お子さんの健康等に関する情報を把握し、安全に保育を実施するため、登録申込書の提出が必要です。

②利用しようとするときは、病児保育室に電話にて、利用希望と空き状況を確認してください。

③留萌市立病院小児科を受診し、医師に「医師連絡書」（有料）の作成を依頼してください。
その後、病児保育室に再度、本予約の申込み（電話可）をしてください。

④「医師連絡書」及び「利用申請書」と必要な持ち物を病児保育室に持参し、利用開始となります。

※「登録申込書」は、毎年度申請が必要となります。

※「登録申込書」及び「利用申請書」は留萌市ホームページからもダウンロード可能です。

持ち物

必ずもってくるもの

- 健康保険証
- 乳幼児等、ひとり親家庭等の医療受給者証
- お薬（病院で処方されたものに限る。）
- お薬手帳
- 医師連絡書及び利用申請書
- 飲み物
- 着替え

必要に応じてもってくるもの

- オムツ
- おしりふき
- マグ
- お弁当（昼食として）
- おやつ（体調にあったもの）

病児保育を利用できない病状等について

① 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、流行性角結膜炎、ロタウィルスなど、確定診断名がついている場合

② 易感染性の状態であったり、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合など）

③ 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある場合

④ 咳がひどく、呼吸困難である（喘息発作を含む）場合

⑤ その他、医師により受入れが不可能と判断された場合

病児保育室の位置

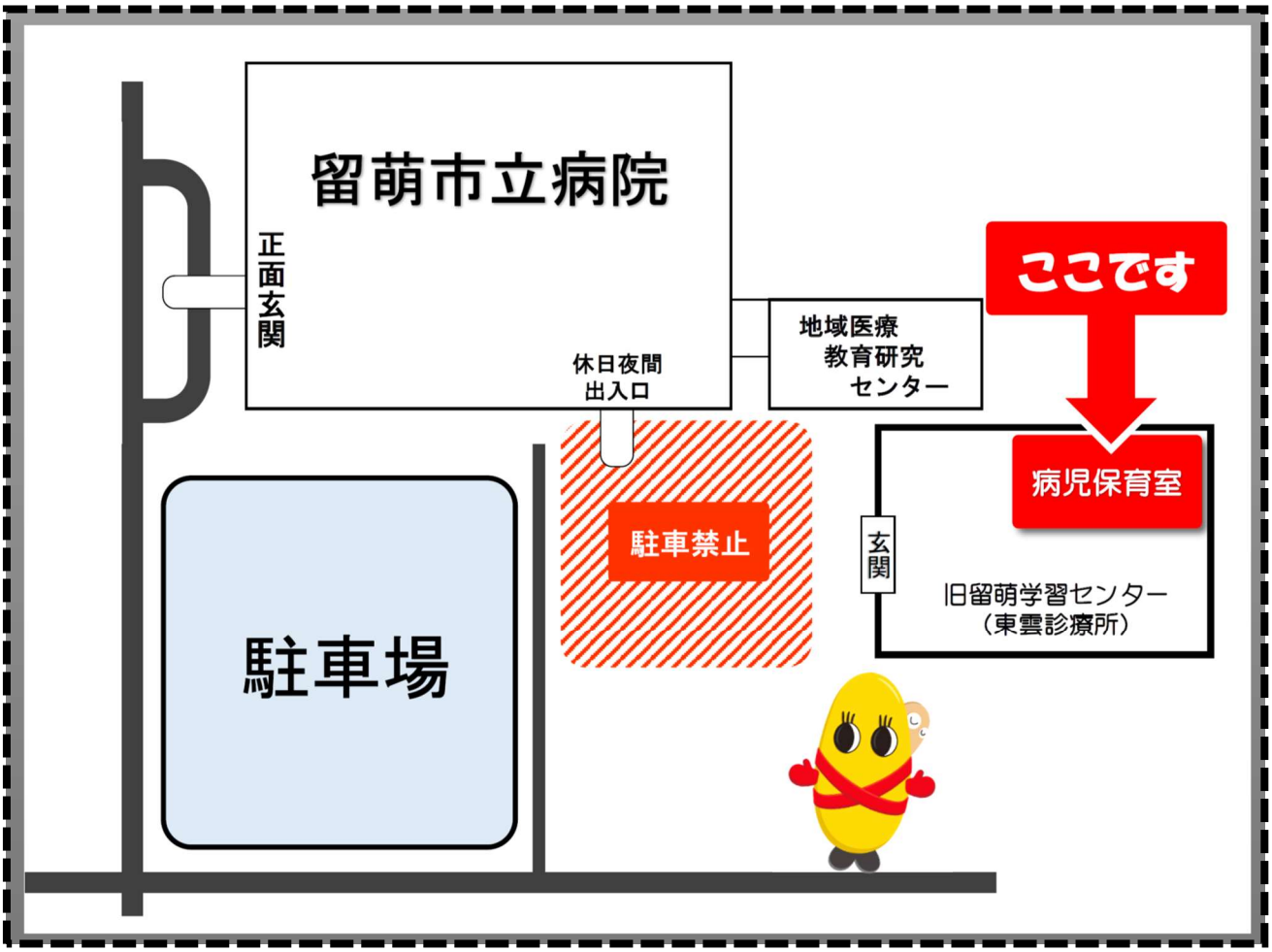

院内感染防止のため、病児保育室にお越しになる際には、必ずマスクを着用してください。